議案第６２号

淡路市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

淡路市条例第　　号

淡路市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

淡路市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例（平成１７年淡路市条例第１４６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用料及び手数料） 第４条　（略） ２　使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）別表第１医科診療報酬点数表により算定した額とする。 ３　（略）	（使用料及び手数料） 第４条　（略） ２　使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）別表第１医科診療報酬点数表により算定した額及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第９９号）により算定した額とする。 ３　（略）

（削る）

（損害賠償の義務）

第８条　（略）

（委任）

第９条　（略）

別表第２（第４条関係）

使用料及び手数料

種別	金額	
（削る）		
証明書料	１通につき 2,200 円	２通目以降 1,100 円
普通診断書料	〃 3,300 円	〃 1,650 円
障害年金関係診断書料	〃 4,400 円	〃 2,200 円
生命保険等診断書料	〃 5,500 円	〃 2,750 円
健康診断書料	〃 2,200	〃 1,100

（入院の拒否等）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入院を拒否し、又は退院若しくは退去を命ずることができる。

（１）　入院患者が定数に達したとき。

（２）　職員の指示に従わず、診療所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、入院又は在院を不適当と認めるとき。

（損害賠償の義務）

第９条　（略）

（委任）

第１０条　（略）

別表第２（第４条関係）

使用料及び手数料

種別	金額	
病室使用料　１人部屋	１人１日	3,300 円
２人部屋	１人１日	2,200 円
	２人１日	1,980 円
４人部屋	無料	
ただし、付添人がベッドを使用するときは、１日につき 220 円を加算する。		
証明書料	１通 2,200 につき 円	２通目以降 1,100 円
普通診断書料	〃 3,300 円	〃 1,650 円
（新設）		
（新設）		
健康診断書料	〃 2,200	〃 1,100

	円	円
交通事故診断書料	〃 3,300円	〃 1,650円
死亡診断書料	〃 5,500円	〃 2,750円
死体検案書料	〃 7,700円	〃 3,850円
（削る）		
往診旅費	２ｋｍまで　220円 以下１ｋｍ増すごとに110円加算。ただし、合計額で10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。	

	円	円
交通事故診断書料	〃 3,300円	〃 1,650円
死亡診断書料	〃 5,500円	〃 2,750円
死体検案書料	〃 7,700円	〃 3,850円
自動車使用料	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法中往診料の規定を準用して算定した額の２分の１に相当する額	
往診旅費	２ｋｍまで　220円 以下１ｋｍ増すごとに110円加算。ただし、合計額で10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の淡路市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料又は診断書の交付に係る手数料について適用し、同日前の利用に係る使用料又は診断書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第６３号

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

淡路市条例第　　号

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年淡路市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第１章・第２章　（略） 第３章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第１節・第２節　（略）	目次 第１章・第２章　（略） 第３章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第１節・第２節　（略）

第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第５１条―第５２条）	第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第５１条・第５２条）
第４章　（略）	第４章　（略）
附則	附則
（定義）	（定義）
第２条　（略）	第２条　（略）
（１）～（５）　（略）	（１）～（５）　（略）
（６）　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。	（６）　小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業をいう。
（６）の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。	（新設）
（７）～（１１）　（略）	（７）～（１１）　（略）
（１１）の２　教育認定子ども　法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。	（新設）
（１１）の３　満３歳以上保育認定子ども　法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。	（新設）
（１１）の４　保育認定子ども　法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。	（新設）
（１２）～（３０）　（略）	（１２）～（３０）　（略）
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第６条　（略）	第６条　（略）
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第２項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第２項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
４　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	４　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
５　（略）	５　（略）
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　（略）	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　（略）
２　特定教育・保育施設は、保育認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係	２　特定教育・保育施設は、法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ど

る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	もに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	（教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
２　（略）	２　（略）
（特定教育・保育の提供の記録） 第１２条　（略）	（教育・保育の提供の記録） 第１２条　（略）
（利用者負担額等の受領） 第１３条　（略） ２・３　（略） ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （１）・（２）（略） （３）　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同	（利用者負担額等の受領） 第１３条　（略） ２・３　（略） ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （１）・（２）（略） （３）　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同

一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供	一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ア)　教育認定子ども　７７，１０１円	(ア)　法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　７７，１０１円
(イ)　満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７７，１０１円）	(イ)　法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７７，１０１円）
イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）	イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）
(ア)　教育認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者	(ア)　法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者
(イ)　満３歳以上保育認定子ども	(イ)　法第１９条第２号に掲げる小

負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者	学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者
ウ　（略）	ウ　（略）
（４）・（５）　（略）	（４）・（５）　（略）
５・６　（略）	５・６　（略）
（運営規程）	（運営規程）
第２０条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第２０条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）
（７）　特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第６条第２項に規定する選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法を含む。）	（７）　特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第６条第２項及び第３項に規定する選考方法を含む。）
（８）～（１１）　（略）	（８）～（１１）　（略）
（利用定員の遵守）	（定員の遵守）
第２２条　（略）	第２２条　（略）
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教	第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子ども

育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（特別利用保育の基準） 第３５条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。	（特別利用保育の基準） 第３５条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項に	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項に

おいて同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	おいて同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。
（特別利用教育の基準） 第３６条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	（特別利用教育の基準） 第３６条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満３歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定に	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定に

より特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	より特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第３７条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年淡路市条例第１７号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第４２条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第２７条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第４２条第３項において同じ。）にあっては６人以上１９人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第２７条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上１０人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。	第３７条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年淡路市条例第１７号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第４２条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第３１条第１項に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第４２条第３項において同じ。）にあっては６人以上１９人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第３３条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上１０人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 （１）　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 （２）　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等基準条例第４２条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学

満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員	校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第１２項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。	（新設）
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第３９条　（略）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第３９条　（略）
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第４３条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利	２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

用できるよう、選考するものとする。	
3　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	（新設）
4　前２項の特定地域型保育事業者は、前２項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	3　前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
5　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第４０条　（略）	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第４０条　（略）
2　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握） 第４１条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	（心身の状況等の把握） 第４１条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携） 第４２条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２）（略） （３）　当該特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第１１項及び第１２項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第３７条第２項に規定するその他の法	（特定教育・保育施設等との連携） 第４２条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２）（略） （３）　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第３７条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保

第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
２～６　（略）	２～６　（略）
７　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない	７　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。
（１）・（２）（略）	（１）・（２）（略）
８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。	（新設）
９～１２　（略）	８～１１　（略）
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第４３条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	第４３条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
２～６　（略）	２～６　（略）
（運営規程）	（運営規程）

第４６条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第５０条において準用する第２３条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	第４６条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第５０条において準用する第２３条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
（１)～(６）（略）	（１)～(６）（略）
（７）　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第３９条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。）	（７）　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第３９条第２項に規定する選考方法を含む。）
（８)～(１１）（略）	（８)～(１１）（略）
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第４７条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第４７条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
３　（略）	３　（略）
（利用定員の遵守）	（定員の遵守）
第４８条　（略）	第４８条　（略）
（記録の整備）	（記録の整備）
第４９条　（略）	第４９条　（略）
２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１)～(５）（略）	（１)～(５）（略）
（準用）	（準用）

第５０条　第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで、第２３条から第２５条まで及び第２７条から第３３条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第１４条第１項中「施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第１９条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。	第５０条　第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで、第２３条から第２５条まで及び第２７条から第３３条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第１９条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。
（特別利用地域型保育の基準） 第５１条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保	（特別利用地域型保育の基準） 第５１条　特定地域型保育事業者が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保

育事業の認可基準を遵守しなければならない。	育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第５２条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第３項、第３９条第３項及び第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。第５２条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認	3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とある

定子どもを除く。以下この章（第４３条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。	のは「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。
第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３	（新設）

歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、	

申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。	
（特定利用地域型保育の基準） 第５２条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特定利用地域型保育の基準） 第５２条　特定地域型保育事業者が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子

にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年淡路市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第７条の３第２項、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条並びに第１７条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園	（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第７条の３第２項、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条並びに第１７条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	
（１）・（２）（略）	（１）・（２）（略）
（３） 当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第４２条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	（３） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第４２条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２～６ （略）	２～６ （略）
７ 前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。	７ 前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。
（家庭的保育事業所等内部の規程）	（家庭的保育事業所等内部の規程）
第１８条 （略）	第１８条 （略）
（１）～（５）（略）	（１）～（５）（略）
（６） 乳児、幼児の区分ごとの利用定員（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）	（６） 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
（７）～（１１）（略）	（７）～（１１）（略）

（小規模保育事業の区分） 第２７条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。	（小規模保育事業の区分） 第２７条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。
（職員） 第２９条　（略） ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２）（略） （３）　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね１５人につき１人（法第６条の３第１０項第２号又は第３号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （４）（略） ３　（略）	（職員） 第２９条　（略） ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２）（略） （３）　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね１５人につき１人（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （４）（略） ３　（略）
（利用定員） 第３５条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第１０項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上１０人以下とする。	（利用定員） 第３５条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第１０項の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上１０人以下とする。
（準用） 第４８条　第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第４７条第１項に規定する小規模型事業所内保育	（準用） 第４８条　第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第４７条第１項に規定する小規模型事業所内保育

事業を行う者（第４８条において準用する次条及び第２６条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２８条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４８条において準用する第４号において同じ。）」とする。	事業を行う者（第４８条において準用する次条及び第２６条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２８条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４８条において準用する第４号において同じ。）」と、同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第４８条において準用する次号」と読み替えるものとする。
附　則	附　則
１～３　（略）	１～３　（略）
（連携施設に関する経過措置）	（連携施設に関する経過措置）
４　家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第６条の規定にかかわらず、施行日から起算して１５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	４　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第６条の規定にかかわらず、施行日から起算して１５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
５・６　（略）	５・６　（略）
（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）	（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）
７　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）又	７　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）又

は家庭的保育事業等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第２９条第２項各号及び第４４条第２項各号に定める数の合計数が１となるときは、第２９条第２項又は第４４条第２項に規定する保育士の数は、１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。	は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第２９条第２項各号及び第４４条第２項各号に定める数の合計数が１となるときは、第２９条第２項又は第４４条第２項に規定する保育士の数は、１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
８～１０　（略）	８～１０　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６４号

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

淡路市条例第　　号

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年淡路市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（職員） 第２９条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に	（職員） 第２９条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 （新設）

勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（新設）
（職員） 第３１条　（略） ２　（略）	（職員） 第３１条　（略） ２　（略）

3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（新設）
5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（新設）
（職員） 第４４条　（略）	（職員） 第４４条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行う	（新設）

に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（新設）
（職員） 第４７条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第４７条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（新設）

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（新設）
附　則 １～６　（略） （小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） ７～９　（略） １０　前２項の規定を適用するときは、保育士（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいい、第２９条第３項若しくは第４項若しくは第４４条第３項若しくは第４項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前２項の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。	附　則 １～６　（略） （小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） ７～９　（略） １０　前２項の規定を適用するときは、保育士（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第３項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。

（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和６年淡路市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則	附　則
１　（略）	１　（略）
（経過措置）	（経過措置）
２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和１０年３月３１日までの間、この条例による改正後の淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準	（新設）

に関する条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６５号

淡路市学校事故調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市学校事故調査委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

淡路市条例第　　号

淡路市学校事故調査委員会設置条例の一部を改正する条例

淡路市学校事故調査委員会設置条例（令和８年淡路市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（秘密の保持） 第８条　（略） （いじめ事案が疑われる場合の取扱い） 第９条　委員長は、調査等を実施し、調査対象である学校事故がいじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第２８条第１項に規定する重大事態に係るいじめ事案の疑いがあると認めるときは、教育委員会にその旨を報告しなければならない。 ２　教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、調査委員会に、当該事案を法第２８条第１項に規定する重大事	（秘密の保持） 第８条　（略） （新設）

態に係る事実関係の調査（以下「重大事態調査」という。）として諮問することができる。 ３　前項に係る重大事態調査を行う場合については、淡路市いじめ問題調査委員会条例（平成２７年淡路市条例第３１号）第４条から第１１条までの規定を準用する。この場合において、第７条中「第２条」とあるのは、「第２条第２号」と読み替えるものとする。 （庶務） 第１０条　（略） （委任） 第１１条　（略）	（庶務） 第９条　（略） （委任） 第１０条　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６６号

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

淡路市条例第　　号

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　淡路市職員の給与に関する条例（平成１７年淡路市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第２９条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第２９条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）～（４）（略）	（１）～（４）（略）
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７１．２５」とする。
４～６　（略）	４～６　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第３２条　（略）	第３２条　（略）
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０６．２５を乗じて得た額の総額
（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額	（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５１．２５を乗じて得た額の総額
３～５　（略）	３～５　（略）

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第７条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300

	30	248, 200	284, 800	318, 900	364, 900	390, 900	424, 000	471, 100
	31	249, 300	285, 700	320, 100	366, 500	392, 100	425, 100	471, 500
	32	250, 400	286, 400	321, 300	368, 100	393, 500	426, 200	472, 200
	33	251, 500	287, 200	322, 500	369, 800	394, 600	426, 900	472, 700
	34	252, 400	288, 000	323, 800	371, 600	395, 500	427, 600	473, 100
	35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200	473, 500
	36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900
	37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300
	38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600
	39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900
	40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200
	41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500
	42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800
	43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100
	44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400
	45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700
	46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800	
	47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100	
	48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400	
	49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600	
	50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900	
	51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100	
	52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400	
	53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600	
	54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900	
	55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200	
	56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500	
	57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700	
	58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000	
	59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300	
	60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500	
	61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700	
	62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000	
	63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300	
	64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500	
	65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700	

66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000	
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300	
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500	
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700	
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000	
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300	
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500	
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700	
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400		
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700		
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900		
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100		
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400		
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700		
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900		
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100		
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400		
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700		
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900		
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100		
86	275, 500	315, 300	366, 500				
87	275, 800	315, 600	366, 900				
88	276, 100	315, 900	367, 300				
89	276, 400	316, 200	367, 500				
90	276, 700	316, 500	367, 900				
91	277, 000	316, 800	368, 300				
92	277, 300	317, 100	368, 700				
93	277, 600	317, 300	368, 900				
94		317, 500	369, 200				
95		317, 800	369, 600				
96		318, 200	369, 900				
97		318, 400	370, 200				
98		318, 700	370, 600				
99		319, 000	371, 000				
100		319, 400	371, 400				
101		319, 600	371, 900				

	102		319,900	372,300				
	103		320,200	372,700				
	104		320,500	373,100				
	105		320,700	373,600				
	106		321,000	374,000				
	107		321,300	374,300				
	108		321,600	374,600				
	109		321,800	375,000				
	110		322,100					
	111		322,500					
	112		322,800					
	113		323,000					
	114		323,200					
	115		323,500					
	116		323,900					
	117		324,100					
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第７条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	317,300	430,100	486,900
	2	319,700	432,800	488,900
	3	322,000	435,500	490,800
	4	324,200	438,100	492,700
	5	326,400	440,600	494,200
	6	329,900	442,800	495,900
	7	333,400	444,800	497,700
	8	336,900	446,900	499,500
	9	340,500	449,000	501,300
	10	344,000	450,600	503,000
	11	347,500	452,200	504,800
	12	351,000	453,800	506,600
	13	354,500	455,400	508,400
	14	358,000	456,900	510,100
	15	361,500	458,400	511,900
	16	365,000	459,800	513,700
	17	368,400	461,200	515,500
	18	371,600	462,700	517,400
	19	374,900	464,200	519,300
	20	378,100	465,600	521,200
	21	381,400	466,900	523,100
	22	384,700	468,400	524,800
	23	387,900	469,800	526,600
	24	391,000	471,200	528,400
	25	394,200	472,600	530,000
	26	396,600	474,000	531,800
	27	399,000	475,300	533,600
	28	401,200	476,600	535,100
	29	403,200	478,000	536,500
	30	404,900	479,300	538,200
	31	406,600	480,700	540,000
	32	408,400	482,100	541,700
	33	410,200	483,400	543,200
	34	412,000	484,700	544,500
	35	413,600	486,000	545,800
	36	415,100	487,400	547,100

	37	416, 600	488, 800	548, 100
	38	418, 000	490, 400	549, 400
	39	419, 400	492, 000	550, 700
	40	420, 800	493, 500	552, 000
	41	422, 300	495, 100	553, 000
	42	423, 100	496, 300	553, 800
	43	423, 800	497, 300	554, 600
	44	424, 500	498, 300	555, 400
	45	425, 300	499, 100	556, 300
	46	425, 900	500, 000	557, 100
	47	426, 500	500, 900	557, 900
	48	427, 000	501, 700	558, 600
	49	427, 500	502, 400	559, 400
	50	427, 900	503, 100	560, 200
	51	428, 400	503, 800	560, 900
	52	428, 800	504, 400	561, 800
	53	429, 200	505, 000	562, 700
	54	429, 500	505, 700	563, 500
	55	429, 800	506, 300	564, 400
	56	430, 200	506, 900	565, 300
	57	430, 500	507, 200	566, 100
	58	430, 800	507, 800	566, 900
	59	431, 100	508, 400	567, 700
	60	431, 400	509, 100	568, 400
	61	431, 800	509, 500	569, 200
	62	432, 100	510, 100	570, 100
	63	432, 400	510, 800	571, 000
	64	432, 700	511, 500	571, 900
	65	433, 000	511, 900	572, 700
	66		512, 500	573, 600
	67		513, 100	574, 500
	68		513, 600	575, 400
	69		514, 100	576, 200
	70		514, 600	577, 100
	71		515, 100	578, 000
	72		515, 600	578, 900

	73		516,000	579,700
	74		516,500	
	75		516,900	
	76		517,300	
	77		517,800	
	78		518,400	
	79		518,900	
	80		519,300	
	81		519,800	
	82		520,400	
	83		521,000	
	84		521,500	
	85		522,000	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500

備考　この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

第２条　淡路市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第２９条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第２９条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、

	当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。
４～６　（略）	４～６　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第３２条　（略）	第３２条　（略）
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額
（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５２．５を乗じて得た額の総額	（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額
３～５　（略）	３～５　（略）

（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条　淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年淡路

市条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１） 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則	附　則
１～７　（略）	１～７　（略）
（令和８年４月から同年１２月までに支給する報酬並びに期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）	
８　第１６条の規定により日額又は時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対する令和８年４月から同年１２月までの報酬の支給並びに第２１条及び第２１条の２の規定により一般職員の規定を準用することとされている日額又は時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対する同月の期末手当及び勤勉手当の支給については、淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和８年淡路市条例第　　号。以下この項において「改正条例」という。）第３条の規定による改正前の淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第１の規定並びに第２１条及び第２１条の２の規定により準用する改正条例第１条の規定による改正前の給与条例第２９条第２項及び第３２条第２項の規定は、改正条例第３条及び第１条の規定による改正後の淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び給与条例の規定の施行後も、なおその効力を有する。	（新設）

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

給料表

職務の級	１級	２級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	205,300	251,500
2	206,400	252,800
3	207,600	254,200
4	208,700	255,600
5	209,800	257,000
6	211,500	258,400
7	213,100	259,800
8	214,700	261,200
9	216,200	262,600
10	217,900	263,800
11	219,500	265,100
12	221,100	266,400
13	222,600	267,600
14	224,300	268,800
15	226,000	270,100
16	227,700	271,300
17	228,900	272,400
18	230,500	273,500
19	232,100	274,600
20	233,600	275,700
21	235,100	276,600
22	236,700	277,600
23	238,300	278,600
24	239,900	279,600
25	241,500	280,600
26	243,200	281,500
27	244,500	282,300
28	245,800	283,200
29	247,100	284,000
30	248,200	284,800
31	249,300	285,700
32	250,400	286,400
33	251,500	287,200

34	252, 400	288, 000
35	253, 300	288, 800
36	254, 300	289, 400
37	255, 300	290, 100
38	256, 200	290, 900
39	257, 100	291, 600
40	257, 900	292, 300
41	258, 700	293, 000
42	259, 300	293, 800
43	259, 900	294, 500
44	260, 500	295, 200
45	261, 100	295, 900
46	261, 700	296, 600
47	262, 300	297, 300
48	262, 900	297, 900
49	263, 400	298, 600
50	264, 000	299, 300
51	264, 600	300, 000
52	265, 100	300, 700
53	265, 500	301, 200
54	265, 900	301, 900
55	266, 200	302, 500
56	266, 500	303, 200
57	266, 800	303, 800
58	267, 100	304, 400
59	267, 400	305, 000
60	267, 700	305, 800
61	268, 000	306, 400
62	268, 300	306, 900
63	268, 600	307, 400
64	268, 900	307, 800
65	269, 200	308, 300
66	269, 500	308, 800
67	269, 800	309, 200
68	270, 100	309, 700
69	270, 400	310, 100

70	270, 700	310, 600
71	271, 000	311, 000
72	271, 300	311, 500
73	271, 600	311, 900
74	271, 900	312, 300
75	272, 200	312, 600
76	272, 500	312, 900
77	272, 800	313, 100
78	273, 100	313, 400
79	273, 400	313, 600
80	273, 700	313, 900
81	274, 000	314, 100
82	274, 300	314, 300
83	274, 600	314, 600
84	274, 900	314, 800
85	275, 200	315, 100
86	275, 500	315, 300
87	275, 800	315, 600
88	276, 100	315, 900
89	276, 400	316, 200
90	276, 700	316, 500
91	277, 000	316, 800
92	277, 300	317, 100
93	277, 600	317, 300
94		317, 500
95		317, 800
96		318, 200
97		318, 400
98		318, 700
99		319, 000
100		319, 400
101		319, 600
102		319, 900
103		320, 200
104		320, 500
105		320, 700

106		321,000
107		321,300
108		321,600
109		321,800
110		322,100
111		322,500
112		322,800
113		323,000
114		323,200
115		323,500
116		323,900
117		324,100
118		324,300
119		324,600
120		324,900
121		325,200
122		325,400
123		325,700
124		326,000
125		326,300

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の淡路市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例の規定及び改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の淡路市職員の給与に関する条例の規定及び第３条の規定による改正前の淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定及び改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第６７号

淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

淡路市条例第　　号

淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第１条　淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成１７年淡路市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（期末手当）
第５条　（略）
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前６か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
<table>
<tr><td rowspan="2">基準日</td><td colspan="4">在職期間</td></tr>
<tr><td>６か月</td><td>５か月</td><td>３か月</td><td>３か月</td></tr>
</table>
</td><td>（期末手当）
第５条　（略）
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前６か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
<table>
<tr><td rowspan="2">基準日</td><td colspan="4">在職期間</td></tr>
<tr><td>６か月</td><td>５か月</td><td>３か月</td><td>３か月</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

		以上 6か月 未満	以上 5か月 未満	未満
6月1日	100 分の 232.5	100 分の 186	100 分の 139.5	100 分の 69.75
12 月 1 日	100 分の 237.5	100 分の 190	100 分の 142.5	100 分の 71.25

３・４　（略）

		以上 6か月 未満	以上 5か月 未満	未満
6月1日	100 分の 232.5	100 分の 186	100 分の 139.5	100 分の 69.75
12 月 1 日	100 分の 232.5	100 分の 186	100 分の 139.5	100 分の 69.75

３・４　（略）

第２条　淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

（期末手当）

第５条　（略）

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前６か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

基準日	在職期間			
	6か月	5か月 以上 6か月 未満	3か月 以上 5か月 未満	3か月 未満
6月1日	100 分の 235	100 分の 188	100 分の 141	100 分の 70.5
12 月 1 日	100 分の 235	100 分の 188	100 分の 141	100 分の 70.5

３・４　（略）

改正前

（期末手当）

第５条　（略）

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前６か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

基準日	在職期間			
	6か月	5か月 以上 6か月 未満	3か月 以上 5か月 未満	3か月 未満
6月1日	100 分の 232.5	100 分の 186	100 分の 139.5	100 分の 69.75
12 月 1 日	100 分の 237.5	100 分の 190	100 分の 142.5	100 分の 71.25

３・４　（略）

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）第５条第２項の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

3　改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（規則への委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。